



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- *1 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 1
*2 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

- 163 平成16年和歌山県告示第663号(口頭により開示請求をすることができる個人情報)の廃止 (総務課) 3
164 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 3
165 公共測量の終了 (技術調査課) 3
166 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 3
167 // (//) 4
168 // (//) 4
169 // (//) 4
170 // (//) 5
171 // (//) 5
172 // (//) 6
173 // (//) 6
174 // (//) 6
175 // (//) 7
176 // (//) 7
177 // (//) 7
178 // (//) 8
179 // (//) 8
180 // (//) 9

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課) 9

○ 監査公表

- 監査公表第7号 9

○ 正誤

- 平成30年12月28日付け和歌山県報第3028号和歌山県選挙管理委員会告示第98号中 26

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年2月26日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則(平成4年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(部内配分) 第2条 警察職員の定員の部内配分は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">警察本部</td> <td style="width: 30%;">警察官</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">758人</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官以外の職員</td> <td style="text-align: right;">239人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">997人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>警察官</td> <td style="text-align: right;">1,425人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官以外の職員</td> <td style="text-align: right;">86人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">1,511人</td> <td></td> </tr> </table> <p>略 2 略</p>	警察本部	警察官	758人			警察官以外の職員	239人			小計	997人		警察署	警察官	1,425人			警察官以外の職員	86人			小計	1,511人		<p>(部内配分) 第2条 警察職員の定員の部内配分は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">警察本部</td> <td style="width: 30%;">警察官</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">748人</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官以外の職員</td> <td style="text-align: right;">238人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">986人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>警察官</td> <td style="text-align: right;">1,435人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察官以外の職員</td> <td style="text-align: right;">87人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">1,522人</td> <td></td> </tr> </table> <p>略 2 略</p>	警察本部	警察官	748人			警察官以外の職員	238人			小計	986人		警察署	警察官	1,435人			警察官以外の職員	87人			小計	1,522人	
警察本部	警察官	758人																																															
	警察官以外の職員	239人																																															
	小計	997人																																															
警察署	警察官	1,425人																																															
	警察官以外の職員	86人																																															
	小計	1,511人																																															
警察本部	警察官	748人																																															
	警察官以外の職員	238人																																															
	小計	986人																																															
警察署	警察官	1,435人																																															
	警察官以外の職員	87人																																															
	小計	1,522人																																															

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年2月26日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 監察課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 若手警察職員指導室の運用に関すること。</u></p> <p>第7条の2 <u>監察課に、若手警察職員指導室を附置する。</u> 2 <u>若手警察職員指導室においては、若手警察職員の非違に当たる行為の防止対策に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>第9条 略 2 術科指導室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 公用車の安全運転に関する指導及び検定に関すること。</u></p> <p>第42条 警備課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 略 <u>(2)～(4) 略</u> (5)・(6) 略 <u>(7) 警衛警護室の運用に関すること。</u></p> <p>第42条の2 略</p> <p>第42条の3 <u>警備課に、警衛警護室を附置する。</u> 2 <u>警衛警護室においては、次の事務をつかさどる。</u></p>	<p>第7条 監察課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略</p> <p>第9条 略 2 術科指導室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) 略</p> <p>第42条 警備課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 略 <u>(2) 警衛及び警護に関すること。</u> (3)～(5) 略 <u>(6) 右翼運動に係る警備情報に関すること。</u> (7)・(8) 略</p> <p>第42条の2 略</p>

- (1) 警衛及び警護に関すること。
(2) 右翼運動に係る警備情報に関すること。

第51条 略
2・3 略
4 首席師範は、上司の命を受け、教養課の所掌事務のうち、術科教養及び公用車の安全運転について調査、研究及び指導を行うとともに、部下職員を指揮監督する。

第51条 略
2・3 略
4 首席師範は、上司の命を受け、教養課の所掌事務のうち、術科教養について調査、研究及び指導を行うとともに、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

告 示

和歌山県告示第163号

平成16年和歌山県告示第663号（口頭により開示請求をすることができる個人情報）は、平成31年3月31日限り廃止する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第164号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字生石字瀧谷342-4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間 平成30年9月20日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市及び紀の川市の一部

和歌山県告示第166号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年2月27日まで

- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第167号

和歌山県有田郡湯浅町大字青木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年2月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字青木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字青木の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第168号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第169号

和歌山県有田郡有田川町大字中原・川合の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により

公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字中原・川合の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字中原・川合の各一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第170号

和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市上芳養の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第171号

和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月5日から平成30年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字宮ノ前の一部地区
- 5 認証年月日

平成31年2月15日

和歌山県告示第172号

和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村小家の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第173号

和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年2月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町大川の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第174号

和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月27日まで
- 3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第175号

和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字中古沢の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第176号

和歌山県橋本市慶賀野・柱本・胡麻生の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成30年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市慶賀野・柱本・胡麻生の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市慶賀野・柱本・胡麻生の各一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第177号

和歌山県橋本市学文路の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市学文路の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市学文路の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第178号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第179号

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成30年11月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

和歌山県告示第180号

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成31年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成30年11月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区
- 5 認証年月日
平成31年2月15日

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成31年2月1日以降無効とする。
平成31年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
とび・土工工事業	和歌山県第601446号	平成30年11月5日から平成33年3月31日まで	有田市宮原町道341-105 山本基礎工業株式会社	紀中県税事務所

監 査 公 表

和歌山県監査公表第7号

平成30年9月25日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月26日

和歌山県監査委員 保田 栄 一
和歌山県監査委員 河野 ゆ う
和歌山県監査委員 中村 裕 一
和歌山県監査委員 中本 浩 精

1 知事直轄

(1) 秘書課

監査実施年月日 平成30年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、	注意事項 ア 出納機関への合議区分の確認を徹底するよう、職員に周知した。

適正に処理されたい。 イ 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったのので、適正に処理されたい。	イ 常時の資金前渡に係る前渡資金出納簿を備え付けるとともに、関係職員に対し適正な取扱いについて周知徹底した。
--	--

(2) 政策審議課

監査実施年月日 平成30年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったのので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 常時の資金前渡に係る前渡資金出納簿を備え付けるとともに、関係職員に対し適正な取扱いについて周知徹底した。

2 総務部

(1) 人事課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令簿において、直行の条件を満たしていないにもかかわらず直行の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 旅費の誤支給に関しては、旅行命令簿を修正するとともに、追給・戻入処理を行った。 今後、旅行命令簿に誤りのないよう、適切な記載について、関係職員に周知徹底を図った。

(2) 財政課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 ア 地方創生推進交付金（平成29年度分）について、1,600万円の実績報告漏れが判明し、この結果、当該交付金収入が同額減少した。 この度、再発防止のための取組が進められているが、今後、このようなことのないよう、複数の職員によるチェックや事務処理体制の整備に特に留意の上、事務の適正な実施を徹底し、厳正な執行に努められたい。 注意事項 ア 地方創生推進交付金（平成29年度分）の交付申請、実績報告及び交付請求について、決裁権者を誤っていたので、適正に処理されたい。	指摘事項 ア 再発防止のため、交付金等に係る交付申請や実績報告、交付請求等の一連の事務処理において、複数の職員によるチェックを徹底し、職員一人一人が常に緊張感を持って事務処理に取り組むよう、周知徹底を行った。 注意事項 ア 交付申請等の決裁権者について、今後適切に対処するよう、関係職員に周知徹底を行った。

(3) 税務課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 県税収入の確保について 県税の収入率は、98.3%と前年度末に比し0.3ポイント上昇し、平成29年度末の収入未済額も約15億2,635万円と約2億632万円圧縮するなど、県税収入確保対策本部の取組の成果が出ている。 一方、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約61%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、市町村	注意事項 ア 県税収入及び税負担の公平の確保のため設置している和歌山県県税収入確保対策本部において、引き続き、平成30年度収入未済額を前年度の収入未済額から不納欠損額を除いた額以下にすることを組織の徴収目標として、計画的・効率的な滞納整理に取り組んでいる。 個人県民税の滞納縮減について、市町村が自ら継続して徴収対策に取り組めるよう、滞納案件を市町村自ら処理すべきもの、併任派遣等を通じて助言を行うもの、地方税法第48条により引受を行うもの、

の徴収課題に応じた滞納整理事務事業の推進により、収入の確保に努められたい。
また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

和歌山地方税回収機構に引き継ぐべきものに区分するなど、市町村の徴収課題に応じた連携強化を行い、滞納縮減に努めている。
また、県内全市町村と合同で滞納整理強化月間を設定して滞納整理の共同事業を実施するとともに、県税事務所が中心となった地域ブロックでの研修会等を行っている。
延滞金等の債権管理については、本税が完納され金額の確定した延滞金の債権管理を徹底するとともに、本税と同様の滞納整理を進める等、適正に収入確保に取り組んでいる。

(4) 管財課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 県庁舎及び構内清掃業務委託について、契約保証金の受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 契約に際して保証金が必要な事業者であるかを適切に判断するとともに、保証金の受入を含めた契約事務を適正に行うよう、担当職員に対して指導を行った。</p>

(5) 防災企画課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 物品管理簿に記載されていた備品のうち、他課において使用及び管理されていた備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 災害対応時には危機管理局全体で使用する備品であるが、平成29年度中に管理換えを行い、備品配置を適正なものとした。 今後、適正な物品管理のため、物品管理簿と現物との照合を毎年行うこととした。</p>

3 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項 ア コスモパーク加太の未利用地 (890, 137㎡) については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。 イ 旧南紀白浜空港跡地 (365, 407㎡) については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p>	<p>検討事項 ア コスモパーク加太の利活用については、企業誘致用地、公共施設用地及び防災対策用地としての利活用に取り組んでいる。 企業誘致については、平成29年度に66社と接触し、現地案内や協議を行った。 こうした取組の結果、企業用地としては、平成29年度に工場用地 (約1ha) について売買契約を締結し、平成30年8月に引き渡した。 今後も引き続き商工観光労働部と連携しながら、積極的に企業誘致に取り組んでいく。 公共施設用地については、平成26年度に県消防学校用地 (約4.6ha) を確保し、平成29年3月に竣工した。 また、防災対策用地としては、広域防災拠点に選定されていることから、県消防学校の整備と相まって、利活用を進めていく。 イ 旧南紀白浜空港跡地について、電波障害や高さ制限等若干の利用の制約はあるが、観光産業との相乗効果が図られ、集客力が高く雇用の生まれる施設を目標に、企業誘致の可能性等を白浜町及び関係機関</p>

と検討している。
 なお、広域防災拠点である当該地において、各種災害訓練を実施し、活用した。

(2) 国際課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 証紙売りさばき代金の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 現金払込書を払込日当日、払込者が作成するよう事務処理を改めるとともに、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき、適正な事務手続を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 常時の資金前渡に係る前渡資金出納簿を備え付けるとともに、関係職員に対し適正な取扱いについて周知徹底した。</p>

(3) 移住定住推進課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払金の返還金及び賠償金については、平成29年度末で約80万円が収入未済であり、前年度末と同額である。 今後も、未納者の現状を把握し返還の指導を行うなど、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 未納者に対し、納付に向けた協議を引き続き実施するとともに、未納者の財産その他の現状に係る調査を更に進め、適切な債権管理により収入未済額の縮減を図っていく。</p>

4 環境生活部

(1) 循環型社会推進課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成29年度末で約11億1,290万円であり、前年度末に比し約27万円減少している。 今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 証明手数料に係る証紙消印において、証紙徴収実績簿への記載が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 債務者の資力が乏しいため、少額の分納により回収を行っているところである。 引き続き、債務者の能力に応じた納付指導を行い、適正な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 当該事例について証紙徴収実績簿への記載を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な処理について、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 自動販売機設置の貸家料について、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 貸家料の督促状未発送については、再発防止策として、関係職員に対して、適正な収納事務を徹底するよう指導するとともに、行政財産の使用者に対して、納付書が届いた際は、速やかに貸家料を納付するよう周知した。 今後、同様の事態が発生した場合は、地方自治法第231条の3の規定に基づき、適切に収納事務を行う。</p>

5 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約5,056万円であり、前年度末に比し、約36万円減少している。</p> <p>今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 福祉サービスの第三者による評価に係る評価調査者研修の実施手数料の徴収について、徴収の方法を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ ETCカード使用承認・使用管理簿において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金及び徴収金については、収入申告義務の周知、収入申告書の確実な徴取並びに訪問調査及び課税調査等の徹底を図ることで、生活保護費返還金等発生未然防止に努めている。</p> <p>また、未収金の償還については、生活状況が厳しく滞納となりがちな未納者が多いため、生活状況に応じて、履行期限の延長を行い分割納付を認め、納付を継続させる等、引き続き適切かつ粘り強く指導を行う。</p> <p>イ 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）、和歌山県証紙条例（昭和39年和歌山県条例第3号）及び和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底するとともに担当職員による確認の徹底を図ることとした。</p>

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 手書きによる領収証書の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(ア) 発行しなかった領収証書の書損手続がなされていない。</p> <p>(イ) 同一通番で一つの案件を処理すべきところ別の通番と混同して使用している。</p> <p>イ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約2,273万円であり、前年度末に比し、約235万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成29年度末で約2,964万円であり、前年度末に比し約64万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日出第1号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 児童福祉施設入所負担金については、新規未収金の発生防止のため、入所時に扶養義務者に対して、当該費用負担について十分な説明を行うとともに、口座振替の推奨、分納など家庭の状況に対応した納付指導を徹底して行っている。</p> <p>また、発生した未収金については、文書や電話等による催告に加えて、児童相談所等の職員による未納者宅等への訪問を実施するとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、納付誓約書を徴し、分納指導を行うなど、未納者の実情に合わせた方法で債権回収に努めている。</p> <p>なお、支払う能力があるにもかかわらず、支払に応じない未納者については、差押えを行っている。</p> <p>ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金については、未収金の発生を防止するため、申請者に対する制度の詳細な説明や確実な償還計画の策定の指導などを行っている。</p> <p>また、発生した未収金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員や振興局の職員などが、夜間及び休日においても未納者宅を訪問するほか、未納者の現状の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分納償還を行うなど、未収金の償還指導に努めている。</p> <p>なお、悪質滞納者については、支払督促を予告</p>

<p>エ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成29年度末で約1,369万円であり、前年度末に比し、約9万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために、町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>オ 物品の譲渡及び廃棄において、物品不用調書、不用品処分調書及び物品譲渡調書による決裁手続きをしていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>カ 未収金の回収において、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>キ 年度末に戻入した常時の資金前渡について、前渡資金受払計算書を作成していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>ク ETCカードを使用後、管理者に返却せず、次の使用者に使用させている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>し、事前の債務返済を促している。</p> <p>エ 児童扶養手当については、新規未収金の発生防止のため、新規申請や現況届の際に、資格喪失等の届出を怠ると返還金が生じる可能性がある旨、本人に対する説明を徹底している。 また、発生した未収金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員等が夜間及び休日においても未納者宅を訪問するほか、未納者の現状の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分納償還を行うなど、未収金の償還指導に努めている。 なお、悪質滞納者については、支払督促を予告し、事前の債務返済を促している。</p> <p>オ 今後、物品の譲渡及び廃棄を行う際は、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>カ 今後、現金払込みの際は、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>キ 今後、常時の資金前渡については、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>ク 今後、ETCカードの使用については、ETCカード取扱いマニュアルに基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
---	---

(3) 長寿社会課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 入札執行して調達すべき消耗品について、随意契約にて調達していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 消耗品の調達については、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(4) 障害福祉課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約493万円であり、前年度末に比し約30万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約24万円であり、前年度末に比し約2万円減少している。 また、同負担金に係る延滞金の未収金については、平成29年度末で22,000円であり、前年度末に比し3,000円減少している。 今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成29年度末で約134万円であり、前年度末に比し1万</p>	<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、未納者への定期的な電話督促や戸別訪問等を実施し回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。 また、新規未収金の発生防止のため、入所措置時に負担金制度の説明や口座振替の奨励、分納など家庭の状況に応じた納付指導を徹底している。</p> <p>イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、未納者への定期的な電話督促や戸別訪問等を実施し、回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、未納者への定期的な電話督促や戸別訪問等を実施し、</p>

<p>円減少している。 今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、平成29年度末で約61万円であり、前年度末に比し4万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。</p> <p>オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成29年度末で約12万円であり、前年度末と同額である。 今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>カ 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていないので、適正に処理されたい。</p> <p>キ 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認を行っていないので、適正に処理されたい。</p> <p>ク 障害者医療費県費負担金返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 ア 旧六星寮の跡地について、総務部及び県土整備部と連携の上、早期に処分を進められたい。</p>	<p>回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、未納者への電話督促や訪問等を実施し、回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、未納者の実状に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。</p> <p>オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、未納者への電話督促や戸別訪問等を実施し、未納者の現状の把握を行い、適切な債権管理に努めている。</p> <p>カ 県有備品については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、物品の貸付手続を行うとともに、適正な物品管理事務を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>キ 郵便切手については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、四半期ごとの現物確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>ク 納期限までに完納されていることを事前にシステムで確認するとともに、まだ納付されていない場合は、早急に納付するよう連絡し、それでも納期限を過ぎた場合は、速やかに督促状を発するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>検討事項 ア 旧六星寮跡地の処分に当たっては、排水対策が必要なことから、県土整備部と連携し年度内の工事完了に向けて取り組んでいる。 排水対策完了後、早期に処分を進められるよう、総務部とも連携を図りながら取組を進めていく。</p>
---	---

(5) 医務課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 平成29年8月に収入調定を行った和歌山県看護職員修学資金返還金の延滞利子の未収金については、平成29年度末で13万円である。 今後も、未納者に対して適切な指導を行い、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 保管している資機材について、一部に故障があり使用できなくなっているものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 和歌山県看護職員修学資金返還金の延滞利子の未収金については、納付誓約書に基づく分割納入状況を把握するとともに、適時に納入催告を行い、適切な債権回収に努めている。</p> <p>イ 保管資機材については、必要に応じ修理等を行うことにより、適切に管理を行う。</p>

(6) 健康推進課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 健康増進事業費補助金返還金について、納期限から20日経過後も督促状を発していないので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 郵便切手類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 納期限までに完納されていることを事前にシステムで確認するとともに、まだ納付されていない場合は、早急に納付するよう連絡し、それでも納期限を過ぎた場合は、速やかに督促状を発するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 郵便切手については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、現物確認の検印を行うよう、関係職員</p>

<p>ウ 平成28年度原爆被爆者健康診断交付金他2件の国庫返還金の納付について、納期限後に返還したため延滞金が発生していたので、今後適正に処理されたい。</p>	<p>に周知徹底した。 ウ 国庫返還金に係る事務処理について、適切な取扱いを行うために「国庫返還金事務担当者マニュアル」を作成し、関係職員に周知徹底した。</p>
--	---

(7) 薬務課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 郵便切手については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、四半期ごとの現物確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 中小企業振興資金貸付金について、平成29年度においては、連帯保証人等に対する強制執行（差押え）などこれまで以上に債権回収を強化し、平成29年度末における収入未済額（元金）は、約82億6,298万円となり、前年度末に比し約1億1,595万円減少している。 今後も、債権管理を適切に行い、強制執行など考え得る最大限の債権回収措置を講じられたい。</p> <p>イ 徴収委託金の徴収事務において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 (ア) わかやま館徴収委託金徴収事務取扱要領で定められている帳票類のうち一部が作成されていなかった。 (イ) 歳入金徴収（収納）計算書の提出及び収納金の納付が遅れている月があった。</p>	<p>注意事項 ア 現在操業中で分割納入している延滞先については、過去3年間の決算書の分析を通して経営状況や剰余金の有無を把握し、償還額増額の指導を行うとともに、償還意識の更なる向上を促すために債務承認書等を提出させている。 事業継続や再生が困難な延滞先については、進退を検討させ、担保資産の任意売却等の指導を行っている。 倒産又は廃業状態にある延滞先については、担保資産の競売等による債権回収を行うとともに、連帯保証人等（相続人を含む。）に対し、生活状況及び資産調査を行った上で償還指導する一方、償還に誠意が見られない連帯保証人等には強制執行を行っている。 こうした取組により、収入未済額の縮減を図っている。</p> <p>イ 徴収事務の受託者に対してわかやま館徴収委託金徴収事務取扱要領に基づき適正に事務処理するよう指導した。</p>

(2) 企業振興課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金及び和歌山県地域産業技術改善費補助金の返還金について、平成29年度末の未償還額は約1,162万円であり、前年度末と同額である。 今後も、未納者の現状を十分把握し、引き続き適切な債権管理に努力されたい。</p>	<p>注意事項 ア 返還金の完納に向け、未納者の財産状況の把握に努めるとともに、分納計画どおりに返還するよう、指導を行っていく。 また、未納者の財産状況によっては不納欠損に向けた手続を行うなど、適切な債権管理を行っていく。</p>

(3) 産業技術政策課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 常時の資金前渡に係る前渡資金出納簿を備え付けるとともに、関係職員に対し適正な取扱いについて周知徹底した。

(4) 観光振興課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 常時の資金前渡に係る前渡資金出納簿を備え付けるとともに、関係職員に対し適正な取扱いについて周知徹底した。

7 農林水産部

(1) 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 自動販売機電気料金の4月分の個別メーターの確認を失念したため、当該月の正確な使用電力量の確認ができていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 毎月のメーターの確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(2) 果樹試験場

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 常時の資金前渡において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。 (ア) 前渡資金受払計算書の決裁がなされていなかった。 (イ) 前渡資金受払計算書が出納機関に回付されていなかった。 イ 重要物品台帳に登録されている備品において、正規の手続を経ず処分している事例があったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 常時の資金前渡について、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 イ 重要物品の処分については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(3) 果樹試験場うめ研究所

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 重要物品の用途廃止承認前に物品を処分している事例があったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 重要物品の処分については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(4) 畜産試験場

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。	注意事項 ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。

(5) 水産試験場

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 重要物品の用途廃止承認前に物品を処分していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 重要物品の処分については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(6) 食品流通課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 国内大型展示会出展に係る出展者負担金の未収金については、平成29年度末で18万円であり、前年度末に比し2万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。</p> <p>イ 常時の資金前渡について、前渡資金出納簿を備えていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成30年4月以降、訪問による徴収を継続し、未収金については全額回収した。</p> <p>イ 常時の資金前渡に係る前渡資金出納簿を備え付けるとともに、関係職員に対し適正な取扱いについて周知徹底した。</p>

(7) 畜産課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 消耗品費の支出負担行為において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 重要物品台帳に登録されている備品において、正規の手続を経ず処分している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 支出負担行為の事務処理について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>イ 重要物品の処分については、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(8) 経営支援課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で元金の未収金は発生していないが、違約金の未収額が約179万円となっており、前年度末に比し78万円減少している。 今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 就農支援資金に係る国への貸付金償還金及び一般会計への繰出金の支出負担行為について、決裁権者を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、今後とも引き続き、債権管理マニュアルに基づき、和歌山県信用農業協同組合連合会や関係JA及び振興局と連携して、未納者に対し分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p> <p>イ 支出負担行為の事務処理について、事務決裁規程を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(9) 林業振興課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 林業・木材産業改善資金貸付金の未収金については、関係機関と連携を図りながら回収に努められているが、平成29年度末の未収金は約1,506万円であり、長期滞納者の元金償還による違約金の確定があ</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 延滞者や連帯保証人に対しては、文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行い、計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に取り組んでいる。</p>

ったため、前年度末に比し約423万円の増加となっている。
 今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。
 イ 農林水産振興資金特別会計から一般会計への繰出金について、支出負担行為票を作成していなかったため、適正に処理されたい。

また、今後も引き続き約定償還日到来前から各借受者の償還見込みを把握し、延滞の発生が予想される場合は、電話相談や個別面談等を実施するなど、新規滞納者の発生防止に努める。

イ 他会計への繰出しにおける支出負担行為の事務処理について、適切な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

(10) 森林整備課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(11) 水産振興課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 集中調達外となった印刷製本に係る支出負担行為において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 イ 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成29年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約633万円、確定分の違約金が約417万円であり、合計金額では前年度末に比し約282万円減少し約1,051万円となっている。 今後も、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 イ 延滞者や連帯保証人に対しては、文書及び電話による督促並びに個別面談の実施及び各種調査を行いながら、粘り強く回収に取り組んでいる。 また、新たな延滞の発生防止に向けて約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みを把握し、延滞の発生が予想される場合は、電話相談や個別面談等を実施するなど、新規滞納者の発生防止に努める。</p>

(12) 資源管理課

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 手数料の支出負担行為において、出納機関に合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分を確認し、適切な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用の未収金については、平成29年度末で約22万円であり、前年度末と同額である。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 現地調査の結果、納入義務者の所在を確認したことにより、納入義務者に対し督促状を交付のうえ、納付指導を行い、平成30年10月18日に10,000円を回収した。残り205,000円については、今後も海草振興局建設部と連携し、適切な債権管理に努めている。</p>

<p>イ 交通事故に伴う損害賠償請求の未収金については、平成29年度末で約25万円であり、前年度末と同額である。 今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 機構改革に伴い不用となり処分をした旧課室名等の公印について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく不用の決定及び不用品の廃棄手続等が行われていなかったの、適正に処理されたい。</p> <p>エ 郵便切手類使用簿において、年度末の残高確認が行われていなかったの、適正に処理されたい。</p>	<p>イ 現在、債務者が生活保護を受給中であり、法的措置による回収は困難な状況にある。 債務者には分割納付を指導しており、平成30年11月5日時点で、96,360円を回収した。 残り176,000円については、今後も、東牟婁振興局新宮建設部と連携し、状況を把握しつつ、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>ウ 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、不用の決定及び不用品の廃棄手続を行った。 今後も適正な物品管理に努める。</p> <p>エ 郵便切手類使用簿における年度末の残高の未確認については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理を徹底する。</p>
--	--

(2) 道路政策課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 他会計への繰出金に係る支出負担行為票の存在を確認できない事例があったので、今後このようなことのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 公文書の整理整頓、保存期限の確認、適切な廃棄を行うなど、公文書の適正な管理を徹底するよう、改めて関係職員に指導を行った。 今後、このようなことのないよう、厳正な事務の執行に努める。</p>

(3) 道路保全課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項 ア 廃道敷地については、平成29年度末で8件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。</p>	<p>検討事項 ア 未処理の廃道敷地については、公図混乱の問題、あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、地籍調査の早期着手について市町村に依頼等を行い、早期の処理に努めていく。</p>

(4) 道路建設課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項 ア 道路整備事業の残地について、一部で処理が行われているが、引き続き案件ごとの処理方針を検討されたい。 また、事業休止中のため未利用となっている土地について、一部で事業が再開されているが、今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。</p>	<p>検討事項 ア 道路整備事業に伴う残地については、計画や地形の形状変更等により道路用地として不要と判断された場合には、関係者の意見を聴取した上で、払下げの手続を行っている。 引き続き道路としての利用計画の有無を確定した上で、案件ごとの処理方針を決定していく。 また、事業休止中のために現状で未利用となっている土地については、事業が再開されるまでの間、適切な管理を行っていく。</p>

(5) 河川課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 契約解除による違約金の未収金については、平成29年度末で約31万円であり、前年度末と同額である。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 平成29年度末の未収入額は、違約金305,316円である。 債務者側とは交渉を継続しているところである。 今後も、関係機関と連携し、債権回収に努めてい</p>

<p>イ 河川敷地の不法占用については、平成29年度末で6件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。 また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。</p> <p>ウ 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。 また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。</p> <p>エ 和歌川河川公園の指定管理について、指定管理業務の対象となる施設が、管理に関する基本協定書に記載されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>く。</p> <p>イ 河川敷地の不法占用については、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分認識させ、その形態等に応じた指導や処分を実施しているところであり、今後も引き続き指導や河川敷地の払下げ等の検討を行うなどの具体的な対応により、全面的な解消に努めていく。 また、「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占用の防止に努めていく。</p> <p>ウ 不法占用となっている土地については、隣地との境界が明確でない等の理由により解決に時間を要しているが、違法行為であることを認識させるとともに、境界の立会いや払下げの手続を進めるなど、早期に違法状態を解消するよう努める。 また、定期的な巡視や、必要に応じてバリエード等を設置するなど不法占用の防止に努めていく。 なお、財産処分(払下げ等)が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていく。</p> <p>エ 和歌川河川公園の指定管理については、指定管理業務の対象となる施設の確認を平成31年1月中に終了し、指定管理者と変更基本協定書の締結を行う予定である。</p>
--	--

(6) 砂防課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 契約解除による違約金の未収金については、平成29年度末で約29万円であり、前年度末と同額である。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 建設工事請負契約解除に伴い発生した違約金については、債務者側と交渉を継続しているところである。 今後も、関係機関との連携を密にしながら、債権回収に努めていく。</p>

(7) 下水道課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 購入額が160万円を超える消耗品において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 (ア) 契約書が作成されていなかった。 (イ) 検収調書を作成せず、履行確認で処理していた。</p>	<p>注意事項 ア 次のとおり処理した。 (ア) 契約書の作成が必要となる契約について再確認するよう、関係職員に周知徹底し、今後は適正な処理をするよう指導した。 (イ) 検収調書の作成が必要となる支出について再確認するよう、関係職員に周知徹底し、今後は適正な処理をするよう指導した。</p>

(8) 都市政策課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 土地区画整理事業の貸付金の返還金の未収金については、平成29年度末で約8,852万円であり、前年度末と同額である。 今後も、引き続き適切な債権管理に努められた</p>	<p>注意事項 ア 主債務者である区画整理組合の唯一の資産であった保留地は、平成19年に競売により売却され、その売却金の一部は平成20年の特定調停に基づき、県に分配されている。</p>

<p>い。</p> <p>イ 景観支障建築物等の除去措置に係る行政代執行費用の未収金については、平成29年度末で約193万円であり、前年度末と同額である。 今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 行政財産使用料において、収入調定の時期が遅れている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>連帯保証人2名のうち1名は個人であり、この個人は死亡したため、家庭裁判所に法定相続人の相続放棄の状況を確認したところ、全員が相続放棄の手続を行っていた。また、もう1名の連帯保証人は法人であるが、この法人の資産状況を確認していくとともに、債務者である法人に対し返済を催告していく。</p> <p>イ 債権回収に当たり、平成29年3月に差押えを行った不動産に対し、同年8月、那智勝浦町による税金滞納に伴う参加差押えが行われた。 引き続き、那智勝浦町と連携しながら納付を促し、未収金の回収に取り組んでいく。</p> <p>ウ 行政財産使用料の収入調定については、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
---	--

(9) 建築住宅課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 公営住宅の家賃等の未収金について、平成29年度末の収入未済額は約1億1,195万円であり、前年度末に比し約1,652万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成29年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度末と同額である。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 旅行命令をすべきところ外出承認でしている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 水質汚濁負荷量測定事業の業務委託について、委託業務に含まれていない水質測定器の修繕を変更契約で処理していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 公営住宅の未収金については、県住宅供給公社管轄地域では、当該公社、委託管理人及び県の三者により、月に一度、滞納整理会議を開催し、県直轄地域では、委託管理人と振興局の担当者が日々情報を共有するとともに、戸別訪問による督促・徴収・保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に取り組んでいる。 滞納者に対しては早期段階から納付指導・催告を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者については、明渡訴訟を含めた法的措置を取り、また、退去滞納者には、本年度から未収金の回収を外部委託することにより、収納実績の向上を図るよう努める。</p> <p>イ 本損害賠償金については、住宅の契約解除後も退去しない者に係る未収金であるが、住宅の明渡しは終了している。 引き続き、文書指導等により納付指導・催告を行っていく。</p> <p>ウ 外出承認で処理したために支給されなかった旅費については、追給処理を行うとともに、今後は適切な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>エ 委託業務に含まれていない水質測定器の修繕を変更契約で処理していたことについては、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p>

(10) 公共建築課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 随時の資金前渡に係る預金通帳を紛失していたので、今後このようなことのないよう、通帳の管理に万全を期されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後、このようなことのないよう、資金前渡者自身が資金前渡通帳の金庫への返却を確認し、定期的に金庫内の通帳の所在を確認するなど、資金前渡者による通帳の管理に万全を期するよう、徹底を図った。</p>

(11) 港湾空港振興課

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 港湾施設使用料等の未収金について、平成29年度末で約2,059万円であり、前年度末に比し約54万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 通訳手配等に係る業務委託について、修正後の支出負担行為票の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 港湾施設使用料等の未収金約2,005万円のうち、1,000万円の滞納については、契約保証金から充当した。 また、もう1件の約750万円の滞納者に対しては、平成23年度に滞納処分の執行停止を行ったが、平成26年度において、当該債権は私債権との前提で処理方針の見直しを行い、滞納処分の執行停止を解除した。 今後、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の6第1項の規定に基づき、履行期限の延長を行う予定である。 残りの約250万円については、納付催告や金融機関における臨場差押え等を行い、鋭意回収に努めているところである。 今後とも、関係機関と連携を密にし、未納者に対して、納付期限の厳守を呼び掛けるだけでなく、差押えや催促等により債権回収に取り組む。</p> <p>イ 和歌山県物品管理等事務規程第20条の規定に基づき、物品の貸付手続を適正に行った。</p> <p>ウ 修正後の支出負担行為票の決裁については、和歌山県財務規則等の規定に従い、今後適正に処理していく。</p>

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成29年度末の収入未済金は252万円であり、前年度末に比し約9万円減少している。 今後も、収入未済金の徴収に努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 収入未済金について、引き続き債務者に強く働きかけを行い、徴収に努める。</p>

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費計算書において、計算誤りにより過少支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅費支給において、同様の誤りを繰り返すことのないよう、担当職員に対し、より一層適正な旅費計算に努めるよう指導した。</p>

10 県議会事務局

監査実施年月日 平成30年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 政務調査費返還金の未収金については、平成29年度末で約22万円であり、前年度末に比し24万円減少している。 今後も、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 政務調査費返還金の未収金については、毎月分納により回収を行ってきたが、本人からの申出による繰上償還により、平成30年10月に完済されたところである。 今後も未収金が発生した際には、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>イ 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物</p>

長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ウ 新聞折込業務委託の入札事務について、入札参加資格に係る実績認定が要項等に定める事項に基づいていなかったため、適正に処理されたい。

とを照合し、適切な処理を行った。

今後このようなことのないよう、適正な管理に努めていく。

ウ 入札事務について、要項等に定める事項に基づいた認定を行い適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。

11 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア ETCカード使用承認・使用管理簿の押印漏れについては、今後適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

(2) 給与福利課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成29年度末で約1,262万円が収入未済となっており、前年度末に比し33,000円の減少にとどまっている。</p> <p>引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 教職員住宅貸家料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 旅行命令簿において、命令権者確認印の押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事後確認欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後とも債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、進行管理に留意し、適切な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 今後、収納状況確認を徹底し、事務手続に遺漏のないよう、債権管理を行っていく。</p> <p>ウ 今後、旅行命令簿について課内のチェック体制を強化していくとともに、命令権者による復命時の確認を適切に行うようにする。</p> <p>エ 今後、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿について課内のチェック体制を強化していくとともに、命令権者による事後の確認を適切に行うようにする。</p>

(3) 生涯学習課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>ア 職員が公用車を私的に使用するという不正行為が発覚したが、今後このような事態が生じることのないよう、公用車の厳正な管理に万全を期されたい。</p> <p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、平成29年度末で約8億2,407万円であり、前年度末に比し約4,460万円減少している。</p> <p>償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引</p>	<p>指摘事項</p> <p>ア 公用車の鍵については、鍵付きの保管庫で管理し、管理職の承諾を得た上で持ち出すこととともに、使用状況を使用台帳で随時確認することにより、公用車の厳正な管理に万全を期すとともに公用車の不正使用の発生を防止する。</p> <p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、これまで未納者に対する督促状の送付、口座振替制度の周知及び滞納の未然防止のため返還免除者等に対する返還再開通知の送付を行っている。</p> <p>また、本課において個別の返還相談に応じるとともに、関係市町でも返還相談に対応できるよう貸与</p>

<p>き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、平成29年度末で約8,574万円であり、前年度末に比し約795万円増加している。 今後、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>台帳を配布し、収納率の向上に努めている。 さらに、平成28年度から新たに訪問指導専従員(常勤職員3名+非常勤職員1名)を配置し、戸別訪問を実施することにより、未納者の状況を把握し、未納者の状況に応じたきめ細やかな指導を行っている。 イ 修学奨励金返還金の未収金については、現年分の滞納者となる初期の滞納者を中心に、本人及び連帯保証人へ文書及び電話による催告を実施する。 また、返還意思の見られない中長期滞納者については、昨年度に引き続き、民間債権回収会社(サービサー)へ委託する。 それでも回収が困難な滞納者については、法的措置(支払督促)を講じる。</p>
--	--

(4) スポーツ課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 公の施設の指定管理者に無償貸与している具有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかった。また、基本協定書に基づく貸与備品リストについて、更新漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 指定管理者に無償貸与している具有備品については、和歌山県物品管理等事務規程第20条の規定に従い処理するとともに、貸与備品リストについても、適正に更新していく。</p>

(5) 義務教育課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者の確認印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 管理者に対し、ETCカードの金庫等保管時における確認作業の適正な事務処理を行うよう、徹底を図った。 また、使用者からETCカード管理事務担当者、ETCカード管理事務担当者から管理者に対しても、ETCカード返却時に返却報告を行うよう、徹底を図った。</p>

(6) 学校人事課

監査実施年月日 平成30年8月21日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 旅行命令簿において、用務地に直行していないにもかかわらず、自宅を出発点とする旅費の支払を行い、過支給が生じている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 旅費の過支給について、旅行命令簿の修正を行うとともに、返納手続を行った。 また、旅行命令簿の記載内容の確認を徹底し適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

12 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 平成30年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 放置違反金の平成29年度末における未収金は504万円であり、前年度末に比し約317万円減少している。 今後、未納者の現状を把握等するなど、適切な</p>	<p>注意事項 ア 未収金が減少となった平成29年度と同様に、電話、戸別訪問による催促業務や預貯金口座の差押え等の徴収活動を強化し、未収金の徴収に努めている。</p>

債権管理に努められたい。
 イ 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 交通事故防止に関する文書資料等に基づき具体的な指示・教養を行うとともに、運転訓練等を実施するなどして交通事故防止に努めている。

正 誤

正 誤

平成30年12月28日付け和歌山県報第3028号和歌山県選挙管理委員会告示第98号中

ページ	誤	正
9	別記第1号様式(第1号関係)	別記第1号様式(第1条関係)
27	別記第16号様式(第29号関係)	別記第16号様式(第29条関係)